（参考２）

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年１月から対象となる方が拡大されます。

※　現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

**対象となる方**

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※　所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

**帳簿等の保存**

収入金額や必要経費を記載した帳簿（7年保存）のほか、業務に関して作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類（５年保存）を保存する必要があります。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧いただくか、税務署にお電話いただき、所得税担当までお問い合わせくだい。